

第3号様式

第6回船橋市地域福祉計画策定委員会会議録

(令和3年7月15日作成)

1 開催日時

令和3年5月19日(水) 午前10時00分

2 開催場所

市役所本庁舎11階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

大野地平委員、本木次夫委員、府野れい子委員、佐藤博巳委員、渡邊千代美委員、平田千重委員、鎌田岳彦委員、宍戸久子委員、加瀬武正委員、林武仁委員、松崎総一委員、小林浩委員、松濤勝則委員、齋藤直行委員、藤野浩子委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉推進係長、地域福祉推進係員

(3) その他

株式会社名豊

4 欠席者

宮代隆治委員、寺田俊昌委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 第5回策定委員会(書面会議)における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章(案)の修正について(公開)
2. 第4次船橋市地域福祉計画第7章(案)について(公開)
3. その他(公開)

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

2人

7 決定事項

議題1、2について、委員からの意見を踏まえて修正することとした。

## 8 議事

別紙のとおり

## 9 資料・特記事項

- 1 第6回船橋市地域福祉計画策定委員会次第
- 2 第5回船橋市地域福祉計画策定委員会 各委員ご意見まとめ
- 3 第5回船橋市地域福祉計画策定委員会後の修正概要
- 4 第4次地域福祉計画第1章～第3章(修正案)(抜粋)
- 5 第4次地域福祉計画第4章(修正案)
- 6 第4次地域福祉計画第5章(修正案)
- 7 第4次地域福祉計画第6章(修正案)
- 8 第4次地域福祉計画第7章(案)

(その他)

- ・ 席次表
- ・ 地域福祉計画策定委員会名簿

## 10 問い合わせ先

福祉サービス部地域福祉課 TEL 047-436-2314

別紙

## 第6回船橋市地域福祉計画策定委員会 議事録

日時 令和3年5月19日（水）午前10時00分～午前11時30分

場所 市役所本庁舎11階 大会議室

### <出席者>

- 委員：大野地平委員、本木次夫委員、府野れい子委員、佐藤博巳委員、  
渡邊千代美委員、平田千重委員、鎌田岳彦委員、宍戸久子委員、  
加瀬武正委員、林武仁委員、松崎総一委員、小林浩委員、松濤勝則委員、  
齋藤直行委員、藤野浩子委員
- 事務局：福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、  
地域福祉推進係長、地域福祉推進係員
- その他：株式会社名豊

### <欠席者>

宮代隆治委員、寺田俊昌委員

### <次第>

1. 開会
2. 議題
  - (1) 第5回策定委員会(書面会議)における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章(案)の修正について(公開)
  - (2) 第4次船橋市地域福祉計画第7章(案)について(公開)
  - (3) その他(公開)
3. 閉会

## 事務局

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は地域福祉課長の小倉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスの収束がまだ見えないこのような状況下ですが、委員の皆様には令和4年の策定に向けてよろしくお願ひいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染予防のため、窓を開けて換気させていただいております。また、マイクにつきましては事務局のほうで使用の都度、消毒させていただき、係員が持ってまいりますのでよろしくお願ひいたします。

まず、本日は宮代委員、寺田委員につきましては所用によりご欠席との連絡がありましたことを事務局よりご報告いたします。

次に岩澤福祉サービス部長よりご挨拶をお願ひいたします。

## 岩澤部長

皆様、おはようございます。障害福祉サービス部長の岩澤と申します。この4月に福祉サービス部長になりまして、わからないこともあります。皆様方にご教示いただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日はお忙しい中、お足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日、第6回地域福祉計画策定委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。委員の皆様におかれましては、本市の福祉行政につきまして、多大なご尽力を賜りまして、改めてお礼申し上げたいと思ひます。

本市では、委員の皆様方にご協力をいただきながら、令和元年度から第4次地域福祉計画の策定に向けて取り組んでまいりましたが、昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、計画の策定期間を1年延期させていただきました。現在も船橋市ではまん延防止等重点措置が取られているところでございますけれども、経験豊富な皆様方の幅広い見地で直接ご意見をいただき計画策定を進めていきたいと思ひ、このような大会議室で感染対策に十分気をつけながら、書面開催ではなくこうしてお集まり

いただくという委員会の開催をさせていただいたところです。

計画の1つの大きなテーマであります、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支え手側と受け手側がわかるのではなく、地域や一人ひとりの多様性を認め合いながら自分らしく活躍できる、そのような地域共生社会の実現に向けて皆様方と議論を深めてまいりたいと考えております。

本日の委員会では、3月の書面開催で委員の皆様方から頂戴いたしましたご意見を情報共有し、計画の各論部分、そして土台となります第7章につきましてご審議をいただきたいと存じます。

結びになりますが、何より今は健康第一でございますので、皆様方のご健康をお祈りいたしまして、日頃の感謝を添えて私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

次に、配布資料の確認をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

#### ～配付資料確認～

不足している資料がございましたらお申し出いただけますでしょうか。

#### ～特になし～

会議に先立ちまして委嘱状の交付についてご説明させていただきます。本日の次第の1つ目を委嘱状の交付としておりましたけれども、本日、委員の皆様の前席にあらかじめ置かせていただいております。こちらは令和元年度に交付しました委嘱状の委嘱期間が令和3年3月31日までとなっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大により策定期間を1年延期しましたので、新たに委嘱状を交付させていただくものでございます。

それでは、船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱の規定により、議事の進行を大

野委員長にお願いいたします。

## < 1. 開会 >

**大野委員長**

皆様、お久しぶりでございます。大分お待たせしまして、このように開催できて大変うれしく思います。

それでは、ただ今より第6回船橋市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。配布されております次第に従って進行させていただきますが、まず、今回から地域福祉計画策定委員にご就任いただきました松崎委員、小林委員、松濤委員から自己紹介として一言ご挨拶いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

～松崎委員挨拶～

～小林委員挨拶～

～松濤委員挨拶～

**大野委員長**

ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、議事録は事務局で作成していただきますが、委員が交代で議事録署名人を務めるようにしたいと思います。加瀬委員にお願いしたいと思います。

～異議なし～

**大野委員長**

よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてお伝えいたします。今回については、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。ま

た、会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了承のほどお願いいたします。

なお、傍聴につきまして、本日2名の傍聴者がいらっしゃいます。それでは、係員は傍聴者を入場させてください。

～傍聴者入場～

傍聴される方は、配布しております傍聴受付表に記載している注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。注意事項をお守りいただけない場合は、退出していただくことがありますのでご了承ください。

それでは本日の議題に入りたいと思います。

## < 2. 議題（1）第5回策定委員会（書面会議）における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（案）の修正について >

### 大野委員長

本日の議題として2点ございます。（1）第5回策定委員会（書面会議）における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（案）の修正について、2つ目は（2）第4次地域福祉計画第7章(案)についてとなります。

まず、1点目の第5回策定委員会意見及び修正案について、事務局より説明をいただき、質疑応答に入らせていただきますので、皆様よろしくをお願いいたします。では、事務局からお願いいたします。

### 事務局

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議題1、第5回策定委員会（書面会議）における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（案）の修正についてです。本日は、第7章のご審議が主な議題となりますが、まずは前回、書面会議で開催しました策定委員会で委員の

皆様からいただいたご意見を反映した修正概要をご報告させていただきます。

インデックス3の資料、第5回船橋市地域福祉計画策定委員会後の修正概要をご覧ください。こちらは、前回の書面会議での策定委員会で、委員の皆様からご提出いただいた内容につきまして、修正概要をまとめたものになっています。

まず、①の部分です。インデックス4「地域共生社会について」となっている裏面をご覧ください。

前回の書面会議にて、裏面の下の部分ですが、「包括的な対応」のイメージ図は、「業者依頼中」としておりました。高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」として、高齢者に対する包括的な支援を行っており、同じように障害福祉分野や児童家庭福祉分野等においても、各々の分野における包括的な支援が図られております。しかし、地域福祉計画においては、それらの考え方をさらに拡充し、分野ごとという垣根ではなく、属性や世代を問わない支援体制が重要であるという旨を、イメージ図で表しています。

次に、修正概要②の部分です。こちらはインデックス4、2枚目の「地域福祉を取り巻く課題等」をご覧ください。前回の書面会議にて、課題等について文章を短くするなど、簡略化を図り、ページ下部の結論部分は、第4章以降の基本施策に対応する形で記載を修正したものを提出いたしました。書面会議にて、この結論部分に項目名があるとよいとのご意見をいただいたので、「求められること」というタイトルをつけて修正をしております。

ここからは、第4章から第6章の修正概要の説明をさせていただきます。書面会議にていただいたご意見を反映させた部分を、赤字にした(修正案)をインデックス5、6、7にてつけております。

インデックス5、第4章1ページをご覧ください。【基本施策】の部分で赤字となっております「主な取り組み」という文言ですが、書面会議の案では「主な取り組み例」としておりました。書面会議にて、この部分は「例示」ではないのではないかというご意見をいただきました。第4次船橋市地域福祉計画では、理念的になりがちな計画の具体的なイメージができるように、市で実施している具体的な事業を掲載することとしました。そのため、「主な取り組み例」としていたところですが、「例」は取る



こととし「主な取り組み」と修正いたしました。

続きまして、インデックス3の修正概要③の部分です。インデックス5、第4章の1ページも併せてご覧ください。こちらは6行目に記載しております「主な取り組み①人権・心のバリアフリーについての意識啓発」について、「心のバリアフリー」という文言に説明があったほうがよいとの意見がありましたので、「一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発」と修正をさせていただいております。

次に修正概要④にまいります。インデックス5 第4章1ページ目をご覧ください。1ページ目の下段になります。【柱1の取り組みの現状】と記載しております。こちらは、前回の案では【柱1の取り組みを実施した結果指標】という表現をしておりましたが、令和元年度の市民アンケート結果である実績値を記載しているのでは現状の達成度であり、第4次計画が目指す目標値を記載することをご提案いただきました。しかし、市民の意識については、こうあって欲しいという方向性は示せるものの、数値目標の設定が非常に難しく、今回の修正案では、【柱1の取り組みの現状】とタイトルを変更させていただきました。しかし、この部分については本日のご審議だけでなく、今後、庁内会議においても検討課題とさせていただき、指標の内容や目標値の設定についてもさらに修正させていただくことになる可能性がありますので、ご了承願います。

次に、インデックス3の修正概要に戻りまして、修正概要⑤及び⑦から⑫までは、4章の部分で委員の皆様からいただいたご意見を反映させて、文言の追記及び修正を行っております。修正概要⑥の体制の体裁につきましては、一例としてインデックス5の第4章3ページをご覧ください。こちらに記載している自助と共助・互助及び公助の記載では、公助が一番下にきてしまっていて見えづらく、自助が強調されすぎている感があるとのご意見をいただきましたので、修正したいと考えておりますが、現在まだ検討中でございますので、次回の策定委員会で修正案を提出したいと考えております。

続きまして、修正概要⑬となります。インデックス6 第5章の1ページをご覧ください。下段の【柱2の取り組みの現状】でございますが、前回の書面会議では、「船

橋市が高齢者・障害者・子どもにとって住みやすいまちだと思ふ市民の割合」という指標も設定しておりましたが、今回の修正案では削除しております。同様に、修正概要⑰の第6章に記載していた「住んでいる地域が、支援が必要な人にとって安心して生活できる環境だと思ふ市民の割合」という指標も削除しております。これらは実際に支援が必要な人に対して取ったアンケートでないと意味がないのではないかとというご指摘をいただいたからでございますが、こちらについても本日の事務局（案）では削除としましたが、よりよい指標となるものの検討を継続していきたいと考えております。

次に、修正概要⑭～⑯についてです。こちらはインデックス6、第5章の部分にて委員の皆様よりいただいたご意見を反映して文言の修正及び追記を行っております。ご意見の中に、専門用語に説明をつけることや、意味がわかりづらかった言葉があるとのことご指摘をいただきましたので、今後、注釈をつけると共に第8章の資料編にて用語集を掲載する予定です。

次に修正概要⑱についてです。書面会議でいただいたご意見に「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるの認知度の低さやPRが不足しているとのことご意見をいただきました。そこで、インデックス7、第6章の3ページにて、さーくるによる地域への積極的なPRの必要性などを追記しました。

修正概要⑲及び⑳については、インデックス7、第6章の部分で委員の皆様よりいただいたご意見を反映し、記載順序の変更及び文言の修正をいたしました。なお、今後、庁内会議を通じて、文言等をさらに調整する場合がございますのでご了承願います。パブリックコメント前の最終案は、次回の策定委員会でお示しいたします。

議題1については、以上でございます。

#### **大野委員長**

ありがとうございました。皆様から書面でいただいた内容が反映されているかどうかというところを要約して説明していただいたところです。補足をしますと、例えば、私が出した意見ではないのですが、インデックス3の7ページの図に関して、これは厚生労働省が出しているものをよりわかりやすく修正していただいたというところ

で、もとがあるものをうまく直していただいたというところになっています。後は、インデックス6の5章や5の4章のところの【取り組みの現状】というのは、取り組みを外してもよいのではないかとこのところは今後の議論だと思うのですが、この辺の文言は後ほどということになります。ご意見いただいた方もそうでない方もここから質疑応答に入っていきますので、皆様の忌憚のないご意見よろしくお願ひいたします。ご意見がある方は挙手をお願いいたします。反映されていましてでしょうか。

#### 本木副委員長

はじめに、この書面会議の最も悪いところが出てきているということをお先に申し上げておきたいと思ひます。つまりどういうことかといひますと、ご意見を見ますととてもよい意見だということと、それから地域の中で葛藤している私たちにとっては、地域の実態が、このご意見については、どのように受け止められておられるのかなどという質問ができないのです。書面会議では、一方的にこの人の意見を出しただけですから。

ご意見の中に、安心登録カードというのがあります。例えば6ページです。安心登録カードなどというものは、これは一番地域で悩んでいるところなのです。書式の統一のことについてもここに書かれています。それから支援の管理、それから6ページの下から7行目、障害者の立場から求めているのは日頃の見守りではなく災害時に備えて地域に存在を知っていただくことだとあり、じゃあ地域でこれをどのようにやっていくかということはこの方はご存知なのではないでしょうか。例えばこのような質問をしたいのだけれどできないのです。そういう場づくりをしなければいけません。

それに対して意見はどうすればよいのか、今言ってよいのか、例えば今の災害時については安心登録カードがありますが、レベルを決める段階があります。この方はご存知だとは思ひますが、地域ではA B C D Eがあり、私どもの地域ではFまであります。6項目作って、その障害の程度や支援のやり方などを考えなければいけないのでランクづけをして、安心登録カードを作っています。

ただ、今、地域の高齢化が進んでいて、なかなかこれを支援する取り組みというか、支援をする側がつくのかということがあります。私のところは1,300世帯くらいです

が、200 人程の対象者がいます。その中のFクラス、一番重い障害を持っている方で、例えばその方は亡くなってしまいましたが、3食 24 時間支援が必要とする方で、娘さんと高齢者の奥さん二人で支えていました。このような場合、災害時に一人や二人行ったところでそれでは済みません。この地域が安心登録カードで悩んでいるのは、災害の程度にもよりますが、行政のいわゆる救急時にすぐに来られるかわからないというときに、一番大変なのは地域なのではないかということで、連携して行政と地域が協働の理念に立って、この地域福祉計画を推進し、考案し、安心登録カード利用を進めていこうとする、このように悩みながら進めていくところですよ。このようなことはやはりこの地域福祉計画を議論する中で、最も議論をしていかなければならない、実体論として議論しなければいけない、そのような議論が書面会議ではできません。そのようなもどかしさが、これを全部読ませていただきまして感じました。

その中でいっぱいあります。例えば、8 ページの上のほうには、ボランティア活動の実態に制度を合わせることも必要だということのご意見がありました。この中にやはり福祉計画の議論をする場ですから、ここに名前を省略するかどうか、今回は省略されていますが、これはどなたが提出してきたとか、そういうことも書面会議ではできません。地域福祉計画でなく総合計画やあるいは行財政改革の推進など、全部発言者の名前が入っています。

8 ページの上の、ボランティア活動の実態に制度を合わせるというのは、行政計画論からいけばちょっと難しい部分はわかるのですが、地域で活動している私どもとしてはこういった考え方というのは皆さんどのようしておくべきか、これを全部読ませていただきまして、そのような議論があちこちにあります。このような議論ができなかったということが書面会議の欠点ではないかと思いました。

#### **大野委員長**

はい。ありがとうございます。例年というか、いつもですとこの4章の議論で各立場のご意見を伺いながら、というところで、一番熱を帯びるのだと思いますが、そこができなかったのは残念だったと皆さんも感じるご意見だったと思います。今のことに付随して、あるいは他の意見でも構いません。ご意見があればお願いいたします。

## 平田委員

船橋市障害福祉団体連絡協議会の平田と申します。先程、本木委員からご指摘があった、障害者の部分の安心登録カードについて申し上げたのは私です。うちにもそういった避難行動要支援者であって、暴れたり騒いだりするような子どもがおります。実は、私どもの団体は障害者団体の連合会ですが、多くの方々のご家族がいて障害者がいる家族だったりします。そうすると、家族と同居しているので日中の見守りは必要がなく、彼らもちゃんと通うところがあり、相談するところもあり、地域で一人暮らしの高齢者や見守りが必要な方々が大勢いらっしゃる中、うちも避難行動要支援者ですから安心登録カードも対象になっていて、地域の方々には災害のことを考えると知っておいてほしい、そういった人がどこの地域にもいるよということを知っておいて欲しいです。

その地域で日常見守って差し上げたい方々が他にも大勢いる中で、障害者の家族が安心登録カードで手を挙げるというのにちょっと抵抗があるという意見は結構出ています。私もその気持ちは非常によくわかります。日中、何でもない時でしたら障害者には家族がいて、通う施設もあり、相談するところもあります。

ただし、災害が起きたときに、先ほどおっしゃったように酸素ボンベが 24 時間必要な方もいらっしゃいます。医療的ケアが必要な方もいます。そういう支援物資をいち早く手に入れるためにも地域の方にまず知っておいていただいて、そこから避難所なりホームなりに支援要請をしていただくとか、そういったためにも知っておいて欲しいという部分があるわけです。ですから、安心登録カードというのは地域でとてもよい制度だと思っています。高齢者の方々、特に一人暮らしの方の見守りや民生委員もそれこそうちの地域にもいらっしゃいますが、見守りもされていて、それはそれで大切な制度だと思いますが、災害の時のみといたら失礼ですが、障害者の場合はお力になって欲しいという部分もあります。それで一様に手を挙げてよいのかというのは私たち障害者にとってはとてもジレンマを感じているところで、このような意見になりました。

もう 1 点、これも私がお意見を申し上げたために、アンケートの項目が 1 項目削除されてしまいました。インデックス 5 の 5 章の柱 2 の、「支援が必要な人にとって住み

やすいまちだと思うか」という項目です。これは当事者が言っているのか、それとも一般市民が支援されていると思うという、そういった数字なのかどちらなのかははっきりして欲しいということでご意見を申し上げたところです。全く削除されてしまうというのは、私は想定していなくて、削除されてしまうと支援が必要な人も地域にいて、その方々が地域でどういう位置づけになっていて、市民の方々がどう考えているのかという要素のかけらもなくなってしまうというのも、果たして私が言ったばかりにこれがなくなってしまうてよかったのかと思います。書き方が激しかったのではないかと反省している次第です。以上です。

#### 本木副委員長

まず1点目、災害のときに力になって欲しいというところですが、むしろこれは今一番課題になっていることです。私も社会福祉協議会の立場から言いますと、なかなか具体的な検証に至っていないという現状だと受け止めています。

今、この行政計画が実体論としてどうしたらよいのか、課長か部長からお答えいただいたほうがよいのではないかと思います。実は今年の1月に防災フェアが予定されていましたが、コロナで出来なくなりました。地域から行政に対して質問、意見等があれば言ってくださいということで私も質問を出しました。

その中で、これは障害者という限定ではないのですが、大雨で水が出そうだというときに避難所に逃げていく、逃げていったら避難所がコロナ対策で非常に避難できる人数を制限しています。それでこの避難所はいっぱいになってしまったから他にいてくださいと、これは九州でも実例がたくさん出ています。そういう時にどうすればよいのかという質問を出しています。そのときに救急車を呼ぶとか、そういうことを言う人がいますが、災害のときに救急車がすぐに来てくれるとは限りません。そのときにどうすればよいのだろうかということをおあらかじめ考えておくべきではないか、つまりこれは障害のある方も含めてなのですが、そういった問題を地域というのは抱えながら悩みながら、これは行政も同じです。先ほど冒頭で課長か部長からお答えいただいたほうがよいのではないかと申し上げたのはそういう意味です。これが1点目です。

それから2点目、この5ページですが、私は実は自分の資料にメモしているのですが、福祉を考える原点だと思います。こういう部分を、公平というと何が公平なのかという話になりますが、行政のほうも活字にして整理をしてというものは難しいところだと思いますが、むしろこのような市民の団体が議論をし合いながら、やはりこういったケースの場合にはどうしたらよいかということ、市民自体にも考えていかなければならない課題ではないかと感じました。

#### 大野委員長

ありがとうございました。アンケート項目については、例えば2つの設問が分けられて集計できるのでしょうか。障害者、あるいは障害者の家族の意見としての割合と、市民の割合と2つ分けて集計出来ますか。

#### 事務局

地域福祉課の宮本と申します。アンケート自体は無作為抽出で3,000人ということですので、一般の市民の方が主になっているので、支援が必要な方が安心できるというところでお答えいただいています。それとは別に、その世帯にダブルケアの状態があるかというのは聞いています。介護や障害ということは聞いているのですが、その部分でクロス集計をして出せるかというのは検討してみないとわかりません。ちょっと難しいかなと思っています。

#### 大野委員長

であれば、指標として出して、そこに市民アンケートで無作為抽出だというのは一言断りを入れて書くことがよいかもかもしれません。

まだお時間あります。ご意見があれば頂戴したいと思います。

#### 齋藤委員

齋藤です。今、お話があった安心登録カードの件でもう少しお願いがあるのですが、僕は町会や民生委員をしているのですが、こちらの現場でもこれの取り扱いについて

は非常に悩ましい状態です。課題はいっぱいあるという認識です。具体的にどう動いていくとよいのかは今すぐにはわからないという感じで、できればここで議論が終わってしまうのではなく、各いろいろな組織を横断するのがテーマなので、そういったメンバーを入れて定期的に議論する場を作っていただきたいです。今あるのでしょうか。よく知らないのですが、ないのであれば出来れば作って、継続して、この後どうしていけばよいのか、今の課題を解決するにはどうしたらよいのか、自分では解決できないのです。町会長が一人でうろうろしているいろいろなことを言ったり聞いたりしているのだけれど、それを誰に打ち明けてどう直してほしいのかというものを、もっと他のところの人たちと交流する場がほしいです。

民生委員も一緒です。自分達だけで出来ることはもちろんやると決めています、民生委員の方だけで現場に行って、民生委員一人や二人でその人を助けることが本当に出来るかどうかはわかりません。安否を確認することはできます。でも、家が潰れてしまっていたら助け出さなければいけません。そのときにどう救出したらよいのかというところなど、今何も決まっていません。

#### **事務局**

安心登録カードの実際の運用の仕方については、24 地区市内にはありますが、地区ごとでやり方がかなり違っているところで、なかなか統一が難しい状況ではあるのですが、実際、市の方がやっている避難行動要支援者の名簿を作って一緒に運用していくというところの運用の仕方を危機管理課と障害福祉課も一緒に入って、実際に地区を回らせていただいております。実際に先ほどいわれたような、地区ごとに話し合える会みたいなものをつくれるかはちょっと検討というか、市社協さんと相談してどのようにやっていくかということを考えていかないといけないかなと思っています。以上です。

#### **齋藤委員**

ぜひ、お願いいたします。社協さんが窓口となって、民生委員から市への窓口などを盛り込んだ何かがないかなという感じがします。具体的にはあまり動いている感じ



がしないので、ぜひ、お願いしたいなと思います。

#### 鎌田委員

社会福祉協議会の鎌田といいます。安心登録カードや社会福祉協議会に注目いただきありがとうございます。今、お話になっている安心登録カードですが、平成 21 年から自連協さん、それから民児協さん、私たち社会福祉協議会 3 者の協力で進めている事業です。

そもそも、これはその当時高齢者の孤立や孤独死が社会的に問題になって、そういったところをどうしようかというところで、日頃からの見守りをすることで地域の方、地域に住む人同士が見守ることによって、そういったことが解決されるのではないかと、また、顔の見える関係づくりができるのであれば、いざというとき、例えば緊急時ですとか災害時に役立つのではないかと、ちょうど阪神淡路大震災などの震災が続いた時なので、阪神淡路大震災の時で言いますと、たしか 8 割程度が地域の方々の初動によって助けられたということもあったので、私達民間の福祉団体として何が出来るのかというところから始まったというところなんです。

まず、日頃からの関係づくりがあると地域の福祉力が高まっていく、災害にも活用出来るのではないかと、このところが 1 つです。21 年から始まってはいますが、今、齋藤委員がおっしゃったように、細かいところについては関係確認をするということと、反面、個人情報取り扱いという、相反することがあります。なかなか遅々として進まないというところがあるので、相反することをやっているがゆえに事業に制度を合わせて欲しい、そこを何とか解決して欲しい、そうしないと地域の方が安心してなかなかこういった事業を進められないので試行錯誤しながらやっていくということを検討中です。

それから、具体的にいざというときにどうするのかというところが正直、具体的な話というのは進んでいない状況なのですけれど、社会福祉協議会の中で、これもなかなか進んでいないのですが、災害の時にどういうことができるのかということの部会を、人選はもう出来ているのですがなかなか開催はできないので、そういったところで私達側としてどう考えるのか、そしてその中に行政の方も入っていただいて、民生

委員さんも入っていただいて、町会の方にも入っていただいて、ちょっと皆さんで考えようということの設定はしているのですが、実際に開催はしていません。これからちょっと進めていきたいと考えています。以上です。

#### 大野委員長

ありがとうございました。時間もそろそろですので、この議題についてご意見はよろしいでしょうか。

#### 本木副委員長

6 ページに、書式の一本化という部分を取り上げられています。ここの部分が2つの制度、公的な制度と私的な制度を船橋市は一本化した制度に、一本化というか、支援の方法というのを1つにしてやっているのです。それはそうです。地域というのは1つですから。そういう中で、この書式の一本化というのは今年の2月なのですよ。始まったのが。この一本化するために2年くらい議論していたのでしょうか。議論をして、その中でやはり少しでも地域がやりやすいような方法でやっていこうということで一本化までこぎ着けたのですよ。じゃあ一本化して、具体的にどのようにしていったらよいのかということについては、先ほど行政からもご意見をということでしたが、具体的にどのような障害があるのか、どういう状態の高齢者に対して、地域がどういう支援をしていくのか、制度的にも最低年に4回来てくださいということで、見守りが必要な人を地域別にリスト化しています。リスト化して、そこで先程支援レベルというような安心登録カードにあるというお返事をいただいたのですが、支援レベル的に支援が必要なた人をレベル化しながら支援をしているといった状況で、当然障害のある皆さんについては民生委員が全部把握しているはずですから、民生委員も町会も地区社会福祉協議会も一体になってこの事業を進めているという状況でありますので、議論をする場はこれまでもありました。

そして今、社会福祉協議会の方から改めてこういった制度が変わったので、どのように説明をしていくかについて議論する場を考えたいというお話がありましたが、そういった中でこれからも議論をしていく必要があるのかなと思います。以上です。あ

ありがとうございました。

**大野委員長**

ありがとうございました。この議題について、修正等よろしいでしょうか。

～特になし～

## < 2. 議題（2）第4次地域福祉計画第7章(案)について >

**大野委員長**

では次の議題（2）第4次地域福祉計画第7章（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局**

それでは、地域福祉計画の土台にあたる7章について、事務局より概要を説明させていただきますので、その後、内容についてご審議いただければと思います。

まず、資料といたしまして、インデックス8「第4次地域福祉計画第7章（案）」をご覧ください。

まず、全体的な構成からご説明させていただきます。

大まかな構成については、現行の第3次計画の第7章に加えて、第3次計画では第3章に記載していました「ボランティアの充実のための検討」と、第3次計画では第6章に記載していました「船橋市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会」についてを第7章にて記載しています。

第7章は「地域福祉推進のための仕組みづくり」というタイトルで、第4章から第6章までに展開してきた基本施策を推進するために必要となる、市や社会福祉協議会、組織や団体との連携についての内容となります。

まず、第7章「地域福祉推進のための仕組みづくり」の1番「地域共生社会実現のための基盤体制強化」の部分です。こちらは、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各組織、団体のネットワーク化を図っていくことを記載しています。

(1) 船橋市の地区コミュニティと行政ブロックでは、船橋市内に24地区コミュニティが設定されていること、そのコミュニティごとに地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会が設置されており、それぞれが地域福祉を推進していることを記載しています。また、南部・西部・中部・東部・北部の5つの行政ブロックが設定されており、5つの行政ブロックの概況を表す図表と地図を裏面に掲載しています。

次に3ページの(2)地域資源の有効活用では、地域で活動しているボランティアの育成や活動拠点の確保の必要性について述べています。そして4ページから8ページまでに、市内5ブロック別の地域資源をカルテにまとめたものを掲載しています。具体的な数字は現在、集計中なのでまだ入っていないのですが、この地域カルテは①で、地区の人口・世帯数を掲載し、②では地区に存在する高齢者関連施設をはじめとする各種施設の数や、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会ボランティアの数を記載する予定です。そして③として、令和元年に実施しました、市民意識調査の結果を載せています。

続きまして、9ページの(3)船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の充実・強化の部分です。前段では、船橋市社会福祉協議会が地域福祉を推進していくために必要となり、市が支援していく事業について説明しています。

①では、船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の位置づけと役割について、9ページの②では船橋市社会福祉協議会の主な事業について説明しています。さらに、12ページの③において船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会に期待することを6点記載しています。第3次計画においては、13の項目を記載しておりましたが、今回は地域共生社会に向けて、特に期待したい事項のみを記載しています。

続きまして、12ページ真ん中下の部分(4)です。ボランティア充実のための検討としまして、第4章から第6章にて、各施策に紐づくボランティア関係の具体例が盛り込まれていますが、ここではボランティアの充実のための施策等を具体的に説明しています。

さらに、15ページの(5)地域住民、事業者、行政の協働による横断的な連携についてです。ここでは、地区社会福祉協議会がコーディネート機能を持ちながら他の地

域の団体と連携することで、現代の複雑化・複合化した問題の早期発見や相談窓口につながるきっかけとなることを記載しています。さらに、地域における支援だけでは解決できない、例えばごみ屋敷問題などに対して、行政も協議の場に入り、解決策を検討していくとしています。

②行政による断らない相談支援体制の構築においては、市内に多数ある専門的行政窓口が横に連携し、まずは相談者の困りごとを明らかにし、支援ができる専門窓口につなぎ、相談者の問題解決のための道筋を立てていくといった、今より一層の行政の窓口での相談の受け止めの強化について説明しています。

地域共生社会実現のための基盤体制強化として、最後に（６）法人による公益的な取組を記載しています。16ページになります。こちらは、社会福祉法人が、社会福祉法にて地域貢献活動を行うよう努めることとされていること、及び具体例を取り上げています。昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、社会福祉法人による利用者と地域住民が交流を図る行事やイベントが開催できない状況にありますが、従来行われてきた取り組み事例をコラムにて紹介する予定です。

続きまして、17ページの第4次船橋市地域福祉計画の進捗管理と評価についてです。計画を実現していくため、進捗状況について定期的な進行管理や評価をする必要があるため、外部委員で構成された「地域福祉計画推進委員会」を組織し、そこで進捗管理をしていきます。第4章から第6章に記載している基本施策における公助項目を具現化する個別事業について、担当課にてプロセスを振り返りながら自己評価し、改善点なども含めて「地域福祉計画推進事業要覧」として取りまとめる予定です。より詳細な進捗管理方法については、第8回の策定委員会の議題となっておりますので、その際に事務局から案を示させていただき、ご審議いただきたいと思います。また、必要に応じて市民意識調査等を活用し、達成状況の評価を行う予定です。第7章の説明は以上となります。

#### 大野委員長

ありがとうございました。カルテは今回初めてなのですが、カルテの言い方は別に  
して、圏域別に出すことは先進的な取り組みであるということなので、その点はご留

意いただきたいと思います。

(3) の船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の充実・強化は、連携の強化ということですよ。船橋市が社会福祉協議会を強化しますよということではないのです。

今、説明のあった第7章について、社会福祉協議会も含めて地区の圏域毎のこと、それからボランティアのこと、多岐に渡っております。皆様、ご意見があればお願いいたします。

#### 渡邊委員

ボランティア連絡協議会の渡邊です。ボランティアにつきましては、毎回ボランティアの拡大をすとか、育成をすといったところがたくさん出てきたわけですが、なかなかクリアされていないのが現状です。なぜクリア出来ないのかをよく考えてみたのですが、やはり高齢化ということが最初にきてしまって、若い人の育成が出来ないということがボランティアの拡大を阻止している1つの要因かと思っています。

このコロナで皆さん、ボランティア活動が中止または、延期となり、ほとんどのところが中止をされている現状を踏まえていくと、この会でどうしようかというところを考えていくのは難しいかもしれませんが、とにかくいろいろな施策をしていく中で、ボランティアを取り上げながら、地域活動の中でボランティア活動もしていますし、そういうことを考えていくとボランティアさんがいろいろなところで核になっている部分もありますので、その点をどのように入れていくかということがあるのかなと思っています。

#### 大野委員長

ありがとうございました。その他、ご意見がある方お願いします。

#### 齋藤委員

齋藤です。7章全体的な話ですが、見出しのところでは「充実・強化」というのが最後にほとんどついていますが、例えば9ページの一番下、「地区社会福祉協議会の

充実」と書いてありますが、その後、ずっと1ページ半くらい読むと、どこに充実ということが書かれているのかという感じです。これは現状の社会福祉協議会がやっていることを書かれているように思います。だから題名を直していただくか、それとも文章を直していただくか、どちらかしないと、「社会福祉協議会の現状」というのであればわかるけれど、充実と書かれてしまうと充実が目標なのであればどう充実させたいのかといったことを書かれるべきではないかと思います。言っていることはわかりますよね。現状を書くだけであれば福祉計画の中に入れ込む必要はないですよね。ここのパンフレットにも書いてあるわけですから。社会福祉協議会は何をしているところかという説明をここでするべきではないと思います。新しい取り組みをしたり、もっと充実させるために、今まではこうだったけれどもっとこのようなことをやっていきます、ここを強化するのですということを書かれないと、何回計画を作っても変わらないと思います。

他のところもそういったところが多くて、最初のところに目標値が書いていないといったのは僕なのですが、普通の会社の事業計画は定量的な目標値がたくさん書かれます。営業店を今年中に1,000店、利益を6億円にするなど具体的に書かれます。それに向かって会社の運営を今年1年やれというのが事業計画書です。これを見て、方向性はわかったけれど、今48%のこの現状を4次計画ではどこまで引き上げたいのか、48.1%でよいのか、50%にしたいのか、100%にしたいのかによってやり方は違いますよね。その辺は議論をしていただけるのを待てばよいのかもかもしれませんが、方向性だけではだめでないかというところです。

#### 大野委員長

地域福祉計画をもとにして、各事業計画がスタートするという意味合いなので、ここに、例えば今、齋藤委員がおっしゃったような計画案にするとすれば、地域福祉課単独の事業計画という形になります。あくまでここは方向性を示して、この方向性でちゃんと実施していくという風を書く、例えば障害福祉課であるとか、高齢者福祉課が進んでいくというところなので、そこでこの地域福祉計画の理念に沿わない福祉計画を出したらだめだよというところの意味合いがあるということがまず1点になり

ます。社会福祉協議会の充実のところは、おっしゃるとおりで羅列だけであれば載せる必要はないというところで、どこを充実したいのかというところだと思います。いかがでしょうか。

#### 鎌田委員

社会福祉協議会の鎌田です。今お話しいただいた中で、特にこの書きぶりという、この9ページの②番「船橋市社会福祉協議会の主な事業」の中の1つとして地区社会福祉協議会のことが載っています。この書きぶりという、地区社会福祉協議会の事業活用とか、そのような形になるのかなというのが1つの印象です。事業のほうで地区社協云々といった説明で、このようなことに取り組んでいますというところなので、地区社会福祉協議会の紹介ということになるかと思うので、地区社会福祉協議会の事業を書くといった書きぶりだろうと思っています。

#### 本木副委員長

社会福祉協議会の方のご説明のとおりですが、船橋市には地域福祉計画と地域福祉活動計画があるのはご存じのとおりです。地域福祉計画は行政計画として、この場で進めています。そして、地域福祉活動計画というのは、今、2次計画案というのがありますが、具体的にじゃあこの問題についてはこのようにやります、この問題については社会福祉協議会、地区社会福祉協議会としてこのように取り組んでいきます、具体的にはこうですということを経営計画に沿って地域福祉活動計画というのは、この地域福祉計画と同じくらいのボリュームになります。そういうものを毎回作っています。地域福祉計画が出来るのを待って社会福祉協議会の地域活動計画を延ばしてしまっています。これに沿って、この方向性が決まればその方向性に沿って具体的な取り組みというのは活動計画の中で進んでいくということになります。私としてはこの9ページの部分は活かしていきたいです。

#### 大野委員長

他にいかがでしょうか。



#### 府野委員

民生委員の府野と申します。先ほど、「充実」ということがありましたが、実際に現実に民生委員として活動していく上では、地区社会福祉協議会と民生委員と自治会と、その連携ができていないと、先ほどの安心登録カードもうまく進んでいかないと思います。そのためのここを各関係機関との協力体制を充実させることで、地域の方々が気持ちよく生活ができるように、そのための地域が必要なのではないかと思います。ですから、この「充実」というのはそういう意味で協力体制をしっかりとしましょうと、その地域をよくするためにはここが必要ですよということをこれで謳っているのではないかと私は理解しております。

#### 大野委員長

ありがとうございました。なおさら連携という言葉が入らないとということだと思います。よろしくお願ひします。他にご意見いかがでしょうか。よろしゅうございませうか。新しく入られた委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、このことについては以上でよろしいでしょうか。

### < 2. 議題（3）その他 >

#### 大野委員長

では、議題3に移ります。その他になりますが、事務局から何かありますか。

#### 事務局

では、その他の議題といたしまして、次回の策定委員会の時期ですが、7月下旬の開催を予定しております。委員長、副委員長と日程を調整させていただいたうえ、皆様に開催通知をお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は皆様の机の上に「オンライン会議に関するアンケート」を置かせていただいております。大変お手数ではございますが、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合には、一部オンラインを使用しての開催も検討したいと思っておりますので、ご記入をいただき机にそのまま置いていただくか、事務局に帰り際にご提出いた

できればと思います。よろしくお願いいたします。

#### 大野委員長

私自身、東京、埼玉、千葉とまたがって活動していますので、ウイルスを持ってこないようにということでオンライン開催についてのご意見を皆さんから頂戴したいと思います。その他よろしいでしょうか。最後にこれだけはということはありませんでしょうか。

#### 藤野委員

一般の藤野です。先ほど、ボランティアのことでお話がありましたが、どうしてもボランティア活動の現場で若い人が入ってこない。それでこのリモート会議についても、私は高齢でスマホもパソコンもどうにか扱ってはいますが、じゃありモート会議に参加できるかというとなかなか自力では出来ません。ただ、我が家には息子や孫がおりますので、その手を借りれば何とか出来るのです。

つまり、そういうことで、若い人達の力を借りてどうにかやる事が出来る、ワクチンの接種の申し込みもそうですが、大学生のボランティアに手伝ってもらうとか、そのようなことで、何とかボランティア活動の現場でも学生達、若い人達と高齢者を繋げることが出来ないかなと思いますし、そういうことをやる事が、また福祉の活動の1つではないかと思えます。

そして、ボランティア活動が高齢化によって失われることがないように、繋げていく事が出来るようにやっていかなければいけません。そういったことがこの中の議題にならないかなと思っております。意見ともつかないものになりますが、お願いしたいと思います。以上です。

#### 大野委員長

大学、短大はどちらかという、所在する自治体に対してそういった活動は定期的に行えるのですよね。例えば、私の勤務先は松戸にあります。松戸の子ども食堂、今閉じているところもあればやっているところもあったりするのですが、そういったと

ころに対してボランティア活動というのはサークルであったり、あるいは学科単位でというところはやっています。ただ、コロナがどうしてもあるので、最初の緊急事態のときにはボランティア活動はフェイスシールド作りしか出来なかったというところがありました。船橋には大学があるのですよね。西船などにあるというところで、そういったところを活用しない手はないので、そこをどう取り込んでいけるか、PRしていけるか、そういったことも含めて連携とか協定というところなんです。だから協定を結ぶというところに持っていくとなおさらよいのではないかという感じはいたしております。実際、そのように動いているところは動いていますので、船橋市もぜひ考えていってください。

#### 鎌田委員

社会福祉協議会の鎌田です。今、委員の方から出ましたが、私たち社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の事業活動でも、幼稚園、小学校、それから中学校、高校、大学といろいろなカテゴリといますか、地区社協の事業に関わりをしていただいております。特に大学生にふれあい・いきいきサロンといった高齢者の集まりにきていただいてボランティア活動をしていただいたり、後は福祉祭りといったところで小学生や中学生にお手伝いに来ていただいたり、本木委員のところでも小学校を活用して行っていたり、そういうところで関わりを持たせていただいているところは多々あります。

ただ、こういったことはなかなか地味な活動といますか、なかなか周知というか広がりが難しいところではあるのですが、いかんせん学校単位といますか、年代ではボランティア活動として参加できても、なかなか働き始めるとそのところが途絶えてしまうというところがあるので、そういったところをこの計画にも載っていますが、私たちの社会福祉協議会の活動計画でもそういったところをどうやって継続していけるのかというところが1つの課題となっています。そういったところを皆様のお力をお借りして、少しでも改善出来ればと思っています。地区でも一生懸命取り組みはさせていただいているというところでご案内させていただきました。ありがとうございます。

**本木副委員長**

本木です。オンライン会議で1つだけ申し上げておきたいことがあります。お近くの地区社会福祉協議会ではもうオンライン会議をやっています。昨日もやりましたよね。地区社協に行きますとこの会議に参加出来ますので、もしやるのであればご自宅でなくても大丈夫であるという気がいたします。これからはそういう方向になるのではないかと思います。

**大野委員長**

ありがとうございます。

**< 3. 閉会 >**

それでは以上で議事のほうは終了したいと思います。本日はご協力ありがとうございました。